

嶺北北部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1 都市づくりの基本理念

(1) 豊かな田園と調和し歴史や文化が息づく都市づくり

都市南部では人口が増加しているものの、都市北部では少子高齢化が進行し人口が減少すると推測され、また、都市全体で財政は硬直化する傾向にある。これらのことに加え、全国的に情報インフラの整備が進み居住地の選択の幅が広がってきており、また、余暇生活や心の豊かさを大切にする人が増加する等価値観が多様化している中、都市間の競争が激化していくと予測できる。

また、三国駅、あわらゆまち駅、芦原温泉駅、丸岡駅および春江駅の周辺や丸岡城西側に形成されている地域の拠点では、人口の減少や低未利用地の増加等の空洞化が進んでいる。

これらに対応していくためには、都市の住民が地域への誇りや愛着を深め安心して住み続けていきたくなるように、また、他の都市の人が訪れ住みたくなるように、魅力あふれる都市を創造していかなければならない。

そこで、本都市計画区域では、「平野部、北部丘陵地域および三里浜砂丘地域等で盛んな農業、テクノポート福井等で集積した工業および温泉や自然的または歴史的な遺産を活用した観光産業等の産業」、「雄島海岸、北潟湖および九頭竜川等の優れた自然環境」および「三国湊の歴史的街並みや丸岡城等の歴史的・文化的な遺産」等の魅力的な都市の個性を守り・活かしながら、都市機能が向上していくように適切な土地利用や市街地の整備を行っていく。

その結果、都市の快適性、利便性および防災性が向上し、人口や産業の流出の抑制や街中の居住回帰により都市が賑わい、また安心して暮らしていける魅力ある都市空間の創出が期待できる。

(2) 持続可能な都市づくり

本都市計画区域の用途地域外では、開発が拡散しており、また県都である福井市域に隣接している影響もあり、特に都市南部の丸岡町地区や春江町地区でこの傾向が著しい。今後も、人口の増加や商業の規模の拡大等による宅地需要により、用途地域外に開発が拡散していく可能性があり、特に都市南部にひろがる田園等の自然的環境が損なわれる恐れが大きい。

また、この開発の拡散により公共施設の整備や維持管理の負担が増大していくと予想されるが、長期におよぶ景気低迷や少子高齢化の進行等の社会経済情勢を勘案すると、今後、政策的な目的で使うことができる財源が乏しくなっていく可能性があり、更にこの傾向が進行する恐れがある。

一方、長期的には、人口の減少や産業の空洞化が進行し、空き地や空き建物が増加することで、地域社会の衰退や既存の都市施設の遊休化等の問題が深刻になる地域が発生する恐れもある。

これらに対応していくためには、環境や財政等の面で持続可能な都市を目指して、コンパクトな市街地に誘導していかなければならない。

そこで、用途地域外では、都市計画に加え環境・農林・防災に係る土地利用の規制・誘導方策も活用しながら、地域の実情や望ましい地域像を勘案して、都市的土地利用をきめ細やかに抑制または制限していくとともに、地域の拠点では、生活の利便性が向上しゆとりある居住環境が確保できるように土地を有効に利用し、また適切に市街地を整備していくことで、まとまりとめりはりのある市街地を形成していく。

その結果、公共投資の効率性の向上、農地等の里地や里山の自然的環境の保全、地域社会の維持および防犯性の向上等の効果が期待できる。また、公共サービスに対する住民の負担の軽減、効率的な公共交通の運営、高齢者等の日常生活や社会活動の利便性の向上および既存の都市施設の遊休化の防止等人口の減少や高齢化に対応した都市構造に誘導できると考える。

(3) 都市間の連携による都市づくり

人口の減少、少子高齢化の進行および今後も増大する都市施設の維持等の広域的に取り組むべき課題がある。

また、産業の空洞化が進行している都市が多い中、本都市計画区域では、テクノポート福井を擁し、製造品の出荷額や第2次産業就業者は都市全体で増加している傾向にあり、今後も、これらを維持し発展させていく必要がある。

これらに対応していくためには、産業の振興や広域的な圏域での活発な交流を促進する基盤を築いていくとともに、都市施設の共同での利用や運営を図っていかねばならない。

そこで、本都市計画区域では、産業の生産拠点および近畿圏・中部圏や県内の各都市との連携を強化する広域交通網を整備し、また北陸本線や三国芦原線の公共交通の利用を促進するとともに、複数の市町村の連携による都市施設の整備や維持、またはその有効利用を推進していく。

その結果、産業の活性化や交流人口の増大により都市が賑わうこと、必要な都市施設が効率的に整備され財政の負担が軽減することの効果が期待できる。

(4) 隣接都市間と調和した都市づくり

福井市域は県の中心として商業施設や業務施設等が集積しており、その福井市域を中心とした生活圏が本都市計画区域に及んでいると考える。この生活圏の広がりによる本都市計画区域への宅地需要により宅地開発が進行することで、「都市南部にひろがる田園等の自然的環境の悪化」、「自動車交通による環境への負荷の増大」および「効率的な公共投資ができない」等の問題が懸念される。

これらに対応していくためには、本都市計画区域を越えた広域的な圏域内で一体的に都市づくりを進めていかねばならない。

そこで、本都市計画区域では、福井都市計画区域や当該都市計画区域内の市町の間で土地利用の整合を図りながら、まとまりのある市街地へ誘導していく。

その結果、農地等の里地や里山の環境の保全、地球環境の保全および公共投資の効率性の向上等の効果が期待できる。

2 区域区分の設定の判断と郊外の土地利用コントロールの方向性

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由と郊外の土地利用コントロールの方向性

本都市計画区域では、今後も、人口の増加や世帯分離等による住宅用地需要および大型小売店舗の増加による商業用地需要等が発生する可能性があり、また用途地域外で宅地開発が進む傾向にあることから、無秩序な市街化（用途地域外への開発の分散）が進行する恐れがある。

この無秩序な市街化は、公共サービスの効率性の低下、地球温暖化の進行、生物多様性の減少、災害の危険性の増大および営農環境の悪化等の問題を引き起こす恐れがあるため、適切な方法でコントロールしていかなければならない。

区域区分を設定した場合、無秩序な市街化の抑制、市街地内の低未利用地の有効利用および公共交通の効率性の向上の効果は見込める。しかし、市街化が進んでいない用途地域で都市計画法規則第8条に定める既成市街地として市街化区域に移行できない地域が多く発生し（人口フレーム方式による新市街地の設定は困難である。）、「開発が進行しているにも係らず望ましい水準で都市基盤が整備されず、都市として良好な生活環境が確保できない」、「都市的土地利用が規制され、今まで県や市町で用途地域の範囲を基本として整備してきた道路や下水道等の公共施設を十分に活かすことができない」、「市街化区域に移行できない地域（市街化調整区域）の地価が急激に下落し土地の活用や運用を大きく阻害する恐れがあり、社会経済に与える影響は非常に大きい」という多大な弊害が発生するため、区域区分の設定は困難だと考える。

このため、区域区分で一体的に土地利用をコントロールするのではなく、県と各市町との適切な調整・役割分担のもとに、都市計画法以外の法律との連携を図りながら以下の方策を活用し、地域の実態・望ましい将来像に合わせてきめ細かく土地利用コントロールを図っていく。

- ・「特定用途制限地域」により、主要な幹線道路沿道や IC 周辺等において、郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等の立地を規制する。
- ・「風致地区」や「緑地保全地区」により、優れた自然的景観、および貴重な動植物の生息・生育地や歴史的・文化的価値を有する緑地を保全する。
- ・「地区計画」により、農村集落等において、良好な居住環境や景観を損なうような施設の立地を規制する。
- ・「開発行為の規制規模の引き下げ」により、良好な都市基盤が整備されない不良な市街地の形成を防止する。
- ・「最低敷地規模の規制」により、宅地開発を地域の環境に調和するように誘導するとともに、建て詰まった開発を抑制する。
- ・きめ細やかな「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」により、地域の環境を損なうような高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように誘導する。
- ・「まちづくり条例」により、郊外の無秩序な開発等の都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

3 市街地の規模と配置

(1) 10年後の市街地の概ねの規模と配置

三国町、芦原町、金津町、坂井町および福井市では、既に概ね10年後の人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街化の見通しがないたため、概ね10年後の市街地の規模は以下に示す現在の用途地域の規模の範囲内とし、その配置は現在の用途地域の配置を基本とする。ただし、丸岡町、春江町および松岡町でも現在の用途地域を基本とするが、将来、増加する人口を現在の用途地域内で収容できない可能性があるため、「良好な基盤整備が担保できる」、「開発にともなう浸水被害を防止できる」、「良好な居住環境を確保できる」、「自然環境や営農環境を害さない」および「災害の危険性が低い」等の条件を勘案して、土地利用の状況や見通しおよび交通の施設の整備状況をふまえ、現在の用途地域周辺で計画的な新市街地の配置を検討していく。

なお、用途地域の除外を行う際には、除外する地域で、自然的環境を保全するために、土地利用規制を図る。

(単位：ha)

概ねの市街地の規模	H12	H22
三国町	1,034 以内	1,034 以内
芦原町	209 以内	209 以内
金津町	290 以内	290 以内
丸岡町	404 以内	404 以内
春江町	199 以内	199 以内
坂井町	135 以内	135 以内
福井市	284 以内	284 以内
松岡町	54 以内	54 以内
合計	2,609 以内	2,609 以内

(2) 10年後の市街地に配置する概ねの人口

(単位：人)

概ねの人口	H12	H22
三国町	13,900 (23,600)	13,500 (23,000)
芦原町	5,300 (14,400)	5,000 (13,500)
金津町	7,700 (17,800)	7,500 (17,300)
丸岡町	12,500 (31,000)	17,000 (35,500)
春江町	9,200 (23,000)	11,700 (25,500)
坂井町	3,000 (12,700)	5,500 (15,200)
福井市	0 (6,300)	0 (5,500)
松岡町	500 (2,300)	1,200 (3,000)
合計	52,100 (131,100)	61,400 (138,500)

()内は都市計画区域人口

(3) 10年後の都市の概ねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

概ねの商業年間販売額 ¹	H11	H22
三国町	36,600	34,400
芦原町	15,400	14,100
金津町	18,400	17,700
丸岡町	57,500	62,400
春江町	30,400	31,600
坂井町	18,400	22,500
福井市	2	2
松岡町	2	2
合 計	176,700	182,700

(単位：百万円)

概ねの製造品出荷額等 ¹	H12	H22
三国町	116,700	117,100
芦原町	5,700	3,500
金津町	104,100	109,400
丸岡町	71,200	57,700
春江町	112,700	127,600
坂井町	71,100	77,500
福井市	2	2
松岡町	2	2
合 計	481,500	492,800

- 1 行政区域全体の額
- 2 嶺北北部都市計画区域の福井市域と松岡町域は、中心的な市街地を含んでおらず、産業活動が盛んな市街地の大半は福井都市計画区域にあるため、ここでは記載しない。

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件および土地利用の動向を勘案して、各用途を適正に配分することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進および公害の防止等適正な都市環境を保持するように配置する。特に以下の事項に配慮して配置する。

住宅地

三国駅周辺の中心市街地や丸岡城西側に隣接する中心市街地等では、商業施設や公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行している。このため、中心市街地の活性化のために、積極的に居住空間の配置を図る。

三国町の運動公園周辺、金津町の市街地北部、丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井町市街地東部等の郊外の良い低層住宅地の居住環境を維持する。

商業地

三国駅、あわら湯のまち駅、芦原温泉駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された地域の中心的な商業地を維持する。

工業地

テクノポート福井、金津町の市街地東部、丸岡町の市街地南部、春江町の市街地南部および坂井町の市街地北部等の郊外にある工業地を維持する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

用途の転換

工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が三国町、丸岡町および春江町にあり、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を勘案して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、三国駅、芦原湯町駅、芦原温泉駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された地域の中心的な商業地の維持・活性化に配慮する。

用途の純化

三国町の運動公園周辺、金津町の市街地北部、丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井町市街地東部等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

用途の複合化

丸岡町や春江町の織物関連等の地場産業の工場が分散している地区では、地区内の活力の維持や居住環境の保全のために、複合的な土地利用を維持する。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

住宅地

三国駅、あわら湯のまち駅、芦原温泉駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等の地域の中心的な商業地の周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。

三国町の運動公園周辺、金津町の市街地北部、丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井町市街地東部等の良好な低層住宅地は、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

商業地

三国駅、あわら湯のまち駅、芦原温泉駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された商業地は、地域の中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

工業地

工業地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 居住環境等の改善または維持に関する方針

老朽木造住宅等が密集した地区の居住環境の改善の方針

三国町の南本町周辺等の老朽木造住宅等が密集した地域では、歴史的な街並みを維持しながら地域の防災性を高めるために、防火帯の設置等を図る。

歴史的街並みの維持の方針

三国駅周辺の市街地中心部では、三国湊として繁栄してきた歴史を感じる街割りや寺社およびかぐら建ての伝統的な家屋が残っているが、空洞化の一端として駐車場が増加すること等により、この歴史的な街並みの維持が困難になりつつある。また、老朽化した建築物が密集し、狭隘道路がある防災性の低い地域でもあることから、防災性の向上に配慮して、この良好な歴史的街並みを維持する。

(5) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地を形成するために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

しかし、農村の地域社会維持等の特別な理由がある場合は、各町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を害さない」、「良好な基盤整備が担保できる」、「開発にともなう浸水被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境を害さず、特に希少種の生育・生息する環境は害さない」という条件を満たす地区で、適切な規模で開発を行う。

特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

北潟湖等の国定公園指定地域や、その他の山地、里山（特に希少種が生息する地域）、雄島海岸、三里浜、九頭竜川や竹田川等の河川およびガン類集団飛来地等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源の涵養および水害や土砂災害の防止等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

集団的に存在する農地や土地改良事業等が施行された農地は、優良な農業の生産基盤であり、水田が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保（特にガン類集団飛来地）および田園風景の維持を図るために、開発の抑制を図る。

ハ) 土砂災害の危険性が高い地域

都市に隣接する土砂災害の危険性が高い山地周辺は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

ニ) 甚大な洪水被害が予想される地域

洪水氾濫により甚大な浸水被害の可能性が高い地域は、十分な安全性を有する範囲で開発の制限を図る。

その他の地域

農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部で、農家の世帯分離による宅地需要がある場合は、良好な基盤整備を確保し、自然環境、集落環境、営農環境および雨水の流出増加の防止に配慮した上で、適切な規模の開発を許容し、集落の地域社会を維持する。

新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とするが、農村の地域社会維持等の特別な理由がある場合は、先に示した条件を満たす地区で、適切な規模の開発を行う。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

交通体系の整備の方針

バス路線および北陸本線や三国芦原線の鉄道の維持、活性化を図り、自動車に依存する交通体系から自動車と公共交通が共存できる交通体系へ転換する。

道路については、ふくいの道30分圏構想が実現されているが、新たに道路を配置する際には、計画的な市街地形成を害するような無秩序な開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。

整備水準の目標

ふくいの道30分圏構想の達成度		H14	H22
町村と近接都市間のアクセス	三国町～福井市	達成	-
	三国町～加賀市	達成	-
	芦原町～福井市	達成	-
	芦原町～加賀市	達成	-
	金津町～福井市	達成	-
	金津町～加賀市	達成	-
	丸岡町～福井市	達成	-
	丸岡町～勝山市	達成	-
	春江町～福井市	達成	-
	春江町～加賀市	達成	-
	坂井町～福井市	達成	-
	坂井町～加賀市	達成	-
市町村と近接IC間のアクセス	三国町～金津IC	達成	-
	芦原町～金津IC	達成	-
	金津町～金津IC	達成	-
	丸岡町～丸岡IC	達成	-
	春江町～丸岡IC	達成	-
	坂井町～丸岡IC	達成	-

ふくいの道30分圏構想：県内の隣接する都市間、周辺町村から各地域の中心都市まで、および周辺町村や中心都市から高速道路のインターチェンジまでを、それぞれ概ね30分で到達できる道路網にしようとする構想。

主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

交通結節機能を向上させ、また広域交通網を強化するために、北陸本線と三国芦原線の駅等の交通結節点で、公共交通の利用の需要を勘案して駐車場や駐輪場の整備を図る。

ロ) 道路の配置

広域的交流拠点であるテクノポート福井と北陸自動車道丸岡 IC を結ぶことで、交流拠点へのアクセス性を高めて人と物との交流を活性化させ、当該都市計画区域における高次産業集積圏の形成や広域観光の発展を支援する福井港丸岡インター連絡道路の整備を目指す。また、三国町の福井港丸岡インター連絡道路から北陸自動車道加賀 IC を結ぶことで、当該都市計画区域や加賀市に点在する観光拠点の連携強化や産業振興を支援する福井加賀道路の整備の必要性を検討する。国道 8 号福井バイパス等の地域間の交流と連携を支援する道路の整備を促進する。

河川や湖沼を渡る隘路を解消するための道路の整備を図る。

東尋坊や芦原温泉等の観光地周辺の道路や市街地内の道路は、道路が有する公共空間の質的な向上を図るために、快適な歩行者空間の確保や歴史的な街並み・自然公園の景観等に配慮して整備する。

道路の構造は、自転車および高齢者・障害者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

20 年以上未着手の都市計画決定した幹線街路は、社会経済情勢の変化と広域交通網の整備の観点から、その必要性を再検討する。

交通施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	供用予定区間
国道 8 号福井バイパス	金津町～丸岡町の一部区間
国道 4 1 6 号島山梨子～里別所バイパス	福井市布施田町～里別所町
主要地方道福井加賀線	坂井町下兵庫～大味、春江町松木～中庄
一般県道細呂木停車場北潟線（日之出橋）	芦原町北潟東
一般県道三国丸岡停車場線（清永橋）	坂井町清永～下兵庫

(2) 下水道について

下水道の整備の方針

下水道は、効率的かつ経済的な污水处理施設整備を促進するため、「福井県污水处理施設整備構想」に基づいて、他の污水处理施設に比べて経済的な区域を整備する。

都市化の進展により、雨水の地下浸透や貯留能力が減少し雨水流出量が増大する地域では、河川の整備にあわせて雨水対策を推進し、水害から住民の財産を守る。

整備水準の目標（市町の行政区域の整備水準）

（単位：％）

普及率 ¹	H13	H22
三国町	99 (99)	100 (100)
芦原町	77 (77)	98 (98)
金津町	73 (65)	83 (75)
丸岡町	75 (59)	97 (95)
春江町	81 (75)	100 (94)
坂井町	54 (53)	84 (83)
福井市	77 (70)	88 (81)
松岡町	96 (88)	100 (92)
合計	78 (71)	91 (85)

1 普及率(=污水处理人口普及率): 污水处理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の污水处理施設)の供用人口³/行政人口×100

2 ()は公共下水道の普及率: 公共下水道の供用人口/行政人口×100

3 供用人口: 污水处理施設を使用することができる状況にある人口

下水道の整備目標

概ね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町村名	概ね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
三国町	運動公園周辺、三国東	崎、請地、新保
芦原町	一部の残地域 ¹	北潟湖周辺地区、波松地区、牛山、松影
金津町	一部の残地域 ¹	北潟湖周辺地区、矢地、北野、北、中川、前谷、東田中、次郎丸、北疋田、南疋田、瓜生
丸岡町	一部の残地域 ¹	長畝、末政、小黒、舟寄
春江町	一部の残地域 ¹	沖布目、井向、春日野、堀越、定広、木部西方寺、田端、室町、松木、千歩寺、中庄、江留中、藤鷲塚、中筋、寄安、定重、正蓮花
坂井町	一部の残地域 ¹	島、清永、大味、東中野、下兵庫、上兵庫、下関、上関、福島、田島、折戸、木部新保、蛸、今井、東荒井、河和田、長屋、御油田
福井市	整備済み	川西地区の一部
松岡町	一部の残地域 ¹	整備計画無し ²

1 残区(地)域 : 各地区の残った未整備区(地)域

2 整備計画無し : 整備計画の予定が無い

(3) 河川について

河川の整備方針

イ) 治水機能の確保

「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」、「土地区画整理事業との連携など地域開発に関連して緊急を要する河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。

河川改修にあたっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。

開発により、その土地が従来有していた浸透・貯留機能や遊水機能が失われ河川に負担がかかることのないように、土地利用規制や開発事業個別の調整池の設置など流域全体として総合的な治水対策を推進する。

ロ) 良好な水環境の保全

水質汚濁が著しい湖沼については、水質改善の一環として、有機物を多量に含む底泥の浚渫を計画的に推進する。

ハ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、都市の潤いのある憩い空間、身近に自然とふれあえる空間として整備する。

市町村と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

河川の整備目標

概ね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ¹	整備内容	概ね 10 年以内に整備する区間 (km) ²
治水機能の確保	竹田川	6.4 (九頭竜川合流点 ~ 京福線)	河道拡幅	1.4 (九頭竜川合流点 ~ 竹松橋)
	兵庫川	6.8 (竹田川合流点 ~ 京福橋梁)	河道拡幅	2.4 (下兵庫工区)
	磯部川	5.7 (九頭竜川合流点 ~ JR北陸本線)	河道拡幅	0.3 (完成)
	八ヶ川	4.4 (九頭竜川合流点 ~ 県道福井金津線)	河道拡幅	2.6 (九頭竜川合流点 ~ 圃場整備区間)
	北潟湖	0.3 (開田橋周辺)	水門改築	0.3 (完成)
良好な水環境の保全	北潟湖	56,000 (北潟西周辺) ³	浚渫	6,090 (完成) ³
水と緑豊かな水辺空間の保全と整備	九頭竜川	1 (九頭竜川河口) ⁴	マリーナ	1 (完成) ⁴
	竹田川	0.7 (九頭竜川合流点)	河川公園	0.7 (完成)

1 () 内は全体計画区間を示す。

2 () 内は概ね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、概ね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

3 浚渫の単位は「 m^3 」である。

4 マリーナの単位は「箇所」である

(4) その他の都市施設について

その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を勘案し、また都市機能を維持・増進し良好な都市環境が形成されるように配慮する。

子どもから高齢者まで全ての住民の生活利便性の向上や中心市街地の活性化等のために、交通の利便性が高い北陸本線や三国芦原線の駅等の交通結節点で、公用施設や教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の公益的施設の集積を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市における核家族化の進行等による新たな宅地の需要に対応し、また、既成市街地内の居住環境の改善や防災性の向上のために、市街地内の公共施設整備が不十分な地区において計画的な市街地整備を図る。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

老朽木造住宅等が密集し道路等の都市施設の整備が不十分なため、防災上・居住環境上問題がある可能性のある三国町南本町周辺地区においては、防災性の向上と居住環境の改善を図るために、実態を十分調査した上で、歴史的街並みの維持や調和に配慮しながら土地区画整理事業等で市街地整備を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

都市の骨格となる緑は、東に位置する加越山地と西に位置する越前海岸および山岳地から海へと流れる九頭竜川等の主要河川である。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取りまかれており、北部には北潟湖および多くの小河川が流れ、緑地に連続性を与えている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能を強化していくために、放射環状型の緑地を基本構造として、自然的環境の保全または整備を図る。

自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標水準

緑地の確保目標水準

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。

このような都市の緑の特色を考慮し、「ふくい緑のランドデザイン」に基づき、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

将来市街地面積に対する緑地確保面積の割合 30%（H28）

$$C = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量} + \text{将来市街地周辺の緑地確保面積}}{\text{将来市街地面積} + \text{将来市街地周辺の緑地確保面積}}$$

C：市街地内（周辺の緑地を含む）の緑地確保目標水準

（市街地内の緑地には、用途地域に囲まれた用途地域外にある島状、線状の緑地（里山、河川等）や用途地域に隣接して配置した都市公園、用途地域縁辺部に存在する丘陵地等で用途地域外まで一体的に指定される地域制緑地を含める）

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

市街地内の身近な緑地を確保するため、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標量を次のように設定する。

公園種別			整備状況（H12）		整備目標量（H28）
			供用開始面積（ha）	一人当たり面積（㎡/人）	一人当たり面積（㎡/人）
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	16.5	1.2	2.0
		近隣公園	8.0	0.6	2.0
		地区公園	8.9	0.7	1.0
	都市基幹公園	総合公園	30.1	2.3	11.0
		運動公園	21.0	1.6	2.5

整備状況で示す供用開始面積には、開発行為で整備した公園等は含まれていない。

（３）主要な緑地の配置の方針

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能をもつ緑地を確保する観点から、特に市街地内で、まとまった田園、里山および河川等に近接せず、緑地が少ない地区に、都市公園の整備や道路の緑化等を促進する。

市街地内やその周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や竹田川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全や整備を図る。

里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した竹田川等の河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

（４）実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能および防犯機能の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、用途地域内の未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備する。

地域制緑地（風致地区、緑地保全地区等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を勘案して、風致地区や緑地保全地区の活用を図る。